

文政・天保初期の薩摩藩と石本家(一)

安藤, 保
鹿児島大学名誉教授

<https://doi.org/10.15017/1147>

出版情報 : 史淵. 140, pp.1-29, 2003-03-30. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン :
権利関係 :

文政・天保初期の薩摩藩と石本家（一）

安藤保

はじめに

薩摩藩天保改革の最中である天保六年閏七月十日、鹿児島から調所広郷が大坂の商人浜村孫兵衛へ出した書簡中に天草商人石本平兵衛について触れた部分があることは、武野要子氏の指摘以来よく知られている。⁽¹⁾

一砂糖や共又々悪計取企、品々申哉二相聞へ、扱々不届千万成もの共二御座候、しかし此度迎も日野平御手先
ニて彼是御配慮被下、先ハ先方静ニ相成候哉ニ而無此上、何分御任せ申上置候所ニ御座候間、御産物直段旁
ハいつれ御引受品と御心得可被下候、石本と申またくらの膏薬張り付、一向油断相成不申候、長崎御商法此
比ニ而ハ不行届様成立候付、是を崩し逸度心持と相聞へ申候間、御油断被下間敷、私掛念ハ此事ニ御座候、
是を崩し候ニハ私罷在候而ハ邪魔ニ相成申候付、其時ハいつれ私を追ひのけ候手段無相違、此度なとも砂糖
や其外之事ニて仕事をいたし候も難計、よもや恩以あたをむくひハ仕間敷とハ存候へとも、ここか油断のな
らぬ山もの故甚心配ニ御座候、一向御油断被下間敷候、いつれ私帰坂までハ滞坂と存申候、此人ハ貴君をた
のミ無之而ハ蘇生の出来る人ニ而ハ無之、如仰急ニ事を片付候ハ、大変ニ御座候、是まで二千貫目も食込候

までの油断、今更いたし方無之候間、如仰細長く取候より外いたし方ハ有之間敷候、此度其許御取扱も細々被仰下委曲致承知候、左候而此節までハ丸田までも丸メて誑置被成候由、是も御尤ニ存申候、為被仰通り心得同人へも御書面候様を以、彼是申置候様可仕候、為替取極なとも私口入候旁ニ而、不入事と思召可有之候へとも、何分御貸込迎も取れ申間敷と存候付、何卒石本手の切レ不申候様ニと存、御相談為致置事ニて候、何分貴君ニ閉口為致置不申候而ハ此軍ハまけニ相成申候、左様御心組被下度御願ひ申候、いつれ不遠出坂細々御打合可申上候、又申上候、石本ニハ去ルものニ而候義と私ニハ存申候間、手ニハ入置とふせ公儀御役方等へ極内申入事ハ同人ニ働せ候ハ、此御方御為ニハ相成候儀と存申候、此事ハいかか貴君ニハ御考御座候や、夫ハ不入事と思召候ハ、止メニ可致、此事も帰坂細々可申承候

右の史料では、①薩摩藩の大坂における砂糖販売の独占的位置が砂糖屋などの動きにより脅かされており、それに石本が関係しているのではないかとの恐れがある、②「長崎御商法」、すなわち長崎における琉球産物の販売が不振であるために石本がこれを崩し、離れていく恐れがある、③石本との貸借関係では、銀二千貫目が薩摩藩からの貸し越しとなっており、これを取り戻すためには石本との関係が切れないように繋ぎ止めておく必要がある、と石本への警戒心を示すと同時に、④公儀役方へ内密の依頼事をするときなどは石本の人脈を利用できるとし、さらに、⑤石本は孫村を頼らなくては蘇生のできる人ではないと、石本家の経営内容に踏み込んだ見通しまでも伝えている。ともかく、この時期、石本家と薩摩藩が密接な関係を持ちながらも、浜村に対して「何分貴君ニ閉口為致置不申候而ハ、此軍ハまけニ相成申候、左様御心組被下度御願ひ申候」と念を押す必要があるくらい両者は対立、緊張した関係にあったことも窺えるのである。^②

先稿では、文政七年までの石本家と薩摩藩の関係をみたが、ここでは七年の状況について付け加えるとともに、^③天保六年、先の調所の石本評が出てくるようになる前段階について考察することにする。

一、文政七年以降の石本家と薩摩藩

文政六年九月から鹿児島に滞在していた石本家五代勝之丞へ、十一月二十三日、薩摩藩は正式に薩摩藩長崎屋敷への出入り許可と琉球産物取扱方について依頼した。薩摩藩が石本へ求めたのは、①「出後れ銀」の処理と円滑な琉球産物代銀受取の仕組み、②銀一五〇貫目の調達であった。この滞在の期間、石本は藩に対して人吉産物の芋・茶の売り込みと代銀の唐物方取扱を求めて交渉したが、期待した約束を藩から取り付けることはできなかった。

①の「出後れ銀」の処理については、翌七年は「近年稀成銀支」と薩摩の役方や用達商人への石本書翰に度々記されるように、現銀の流通は滞っており、薩摩藩の要求を完全に実施するのは困難を極めたが、早急に入手することを求められていた銀一三〇貫目分については、二月、間役代（産物方掛）奥へ提出した「銀組」により入手の目途がつき、残り八〇〇貫目については、六月、今年年中、会所の都合によっては明後年までの二、三年間の分割で入手する方針が奥へ伝えられている。以後、石本の方針をもとにして奉行所役人の意見を探り入れ、また間役小森新蔵・間役代奥の内閣をへた願書を奉行所へ提出した。この結果について、東郷半助・田中新八・帖佐彦左衛門宛の閏八月廿一日付書簡には「御産物代御取受方御書面立山江御差出相成候趣にて、同所之都合も宜段内々昨日申来、会所向江もいづれ御書面之意相含内談いたし候趣申来、右二付而ハ小森様御厚く御取計御座候哉、大ニ会所向都合も宜様子ニ相聞へ、於私も重疊奉大慶」〔石本文書〕五七一三とあり、翌日、小森へも「追々御配慮之已後、会所より銀子御取受方御書面立山江御指出相成り、折角吟味役中も差入内評いたし呉候段内々為知有之、且立山向も至而都合克立入御申立通可相成旨是亦別段極内々申来、於私も重疊奉安慶」〔石本文書〕五

七一三、なお、同史料については、月日の明確な時は月日のみを記す」と書き送っている。このような進展が見られ、文政七年冬から藩への元銀納入がなされる見通しがついたのも、石本が自の利益を後に回してまでも「出後銀」の解消に当たったからである。⁴⁾

②の石本からの調達銀一五〇貫目は、四月十日までに大坂・長崎の薩摩藩蔵屋敷へ納められた。

なお、藩にとり最も切実な問題であった貿易品の品増しと年限延長についても石本の働きが期待されていたが、これも「御産物種類増御申立御書面両三日前会所江も御下相成り、いつれも勘弁中之よし耳打有之候、昨今之面会之両三輩も為見候品々噂も有之、先日之御様子ニても面々役所之方八元より御引受之御模様と奉察上候」（十月廿六日）と、まだ唐紅毛品への影響などについての検討は残っていると留保はしながらも、長崎会所・長崎奉行所においては藩の要求が認められるとの情報を逸早く察知し、奥へ伝えている。

このように、藩から石本へ求められた事項は達成されつつあったが、石本から藩への要望についてはどうであったろうか。石本が売り込みをはかっていた芋・茶の藩産物方への売上は期待したようには進まなかった。そのため、新たに綿・木綿の売り込みがなされ、また、大豆代銀も長崎為替に加えるために唐物方へ上納するよう石本は指示した。

文政七年、唐物方へ上納された、または上納予定の金額と実際に上納された状況を示そう。

六月の「入銀相成候上ハ当所為替御渡方被仰付被下」分について整理して示すと、つぎのようになる。

銀四〇貫目（銀一九貫八五〇目、金一〇〇両） 芋二万斤代

丁錢一四五〇貫文 木綿一〇〇〇反代、綿五〇本代

同 五一六八貫一四八文 茶代半高（唐物方・鯨方・館内方）

同 六一七貫九〇〇文 瀬戸山より純納方

小以_レ一万一二三五貫六四八文 閏八月までに上納済むべき高

外

丁錢一七〇〇貫文 苧代、上納不治定高

同 九〇〇貫文 残り茶代

合一万三七三五貫六四八文 為替にて受け取るべき高

苧・木綿・綿・茶の代銀に加え瀬戸山市兵衛より取り立て納めの分（八七五貫九〇〇文から瀬戸山へ渡す二五八貫文程を差し引いた残り）一万一二三五貫文余が閏八月までに納められる予定であり、外に二六〇〇貫文が確定ではないが受け取る予定の苧・茶代であるから、合計一万三七三五貫六四八文、一一〇文替えにして銀一二四貫八六九匁余が長崎為替として見込まれていた銀であった。

しかし、現実には、「閏八月廿二日長崎為替御聞済上納分」として瀬戸山より通知されたのはつぎの二口にすぎない。

銀一九貫八五〇目四分、金二〇〇両 苧代の内

錢二三九五貫七〇〇文 茶四三〇俵代、十月限の口

この外に、錢一八九六貫三二八文（二〇〇六貫七〇〇文の高）が「唐物方茶代半銀八月限之口」としてあるが、いずれも六月に予定していた内の一部が為替として確定されている。

しかし、十月の「仮差引」によれば、閏八月中に書付を差し出し依頼した銀九〇貫目の為替分のみについては、別金の取り扱いがなされ、瀬戸山より唐物方へ「口々上納相済居候得は、差引残過上ニ相成候積り」として一五貫目余を計上している。

石本は「此間中申上置候存念通御許容被下候得は、已後産物代私方より之納方銀割左之通相成候積りニ御座候」

としてつぎを示している。

当秋御差送荷物代

銀三五〇目程 秋差送荷物代

内

銀一二〇貫目程 木綿（二万五〇〇〇反）代半高二月為替の積もり

同 七五貫目 茶（三〇〇〇俵）代半高

同 二五貫目程 苧（二万斤）代半高

銀二五〇貫目 二月・八月兩度為替引合願分、二月受取前

残銀一三五貫目程 三月受取前之處、産物代未納・延納、六、七月大割納銀の節渡す高

銀三五〇貫目程 春送荷物代

内

銀二五〇貫目 前の通り為替願分

残銀一三五貫目程 十一月中大割納銀の節渡す積もり

すなわち、琉球産物代銀三五〇貫目の内、二五〇貫目は石本が薩摩藩内へ売り込む商品代銀で支払うことになっている。しかし、これはあくまでも石本の期待であることは、これに「尤、明二月迄之處ハ、私方木綿送込置候故、二月迄之儀は前書之銀割ニ不相成、茶・木綿御聞濟相成候得は、明八月より前書之銀割ニ相成申候」と条件付の見積もりであったことによつても窺える。「茶・木綿御聞濟」とは藩⇨唐物方による買い上げによる一手売りであつたらう。

右に見てきたように、薩摩藩への商品売り込みが、石本による琉球産物取扱を円滑に進める鍵であつた。その

ため、薩摩藩へ売り込む商品個々について、どのように扱われていたか見ておこう。

1 苧

文政六年末、薩摩藩は石本の取扱分苧二万斤を、求麻問屋として石本代理人を務める瀬戸山市兵衛および唐物方御用達小村権兵衛・中村戸右衛門・横山善助を通じて船手方・大船用として売却し、代銀は唐物方を通じて長崎為替で支払うことを指示した。この取り決めにしたがい、瀬戸山は苧荷を受け取ると数量を唐物方へ伝え、代銀を唐物方へ上納している。七年の史料によれば、実際の取扱量は二万斤を超しており、その代銀の扱いについて瀬戸山は石本へ具申するところがあったが、石本はその分も唐物方へ上納するよう伝えている⁽⁶⁾(閏八月廿二日)。しかし、石本は苧について、六年鹿児島で交渉したように、より安定した多量の販売による確実に見込める銀の入手の方法をあくまでも求めていた。現状の販売のあり方は永続できないともみており、販売永続のためには、六年に願い出た通り、価格への配慮と唐物方による買上が必要であるとした。⁽⁷⁾

2 茶

茶の販売については、五〇〇〇俵の藩による買上の要望に対して、六年末、一〇〇〇俵のみの買上が認められたにすぎなかった。そのため、藩・唐物方へ買上量の増加と価格についての配慮を願い出ている。

七年正月十七日には、「御国許江は千俵之積り申上置候得共、千弐百俵程有之趣、同所より掛合来候付、右高送方仕度候間、何卒少々高増相成候段宜御聞濟被下候」と、一二〇〇俵の送り方の許可を奥に求めており、また求麻問屋瀬戸山も五〇〇〇俵買上について願い出たり、石本のために求麻表で茶の買入を行ったりしているが、それに対して石本は「直段之義何分去年御願申上候通之振合不相成而ハ往々引合不申ニ付、兎角程克御用達衆御役

向江も御内談可被下、此段呉々奉頼候」（閏八月廿二日）と、価格について注意を与えている⁸。しかし、茶の売り込みも思うように進まなかったようである。九月出崎後の石本「小遣銀控帳」をみると、「拝領之品御礼并茶願方ニ付進物之分」として銀五九〇目、「御用人・御奉行・御間役出立餞別、茶・木綿願立一件并見舞共ニ」として銀七七二匁が記されており、長崎において茶売り込みについての運動が盛んになされたことが窺える⁹。

石本が長崎で、また瀬戸山を通じて鹿児島で茶に関して藩へ求めたことは、唐物役所へ十月に提出したつぎの願書に述べられている。

乍恐奉願上候事

一去年已来追々奉願候求麻茶御売上之儀、去一ヶ年之儀は俵高千俵ニ御限直段等も別段以御評議御買上ケ被下置難有仕合奉存候、随而求麻表之儀は私ニおゐて無拋取組も仕居候所柄ニ付、茶之儀も是迄年々買入仕、手先之者共より御国許江相對売込来候処、始終之様子永久可仕商法と相見江不申、無拋追々御願等奉申上候処、御用物都而求麻出産ニ而は難被為相済、他国茶も御用之趣ニ候処、其分ハ格別之俵高、御入用とも不奉承候故、右分も是迄御買上相成来候口々より私買入可奉差上候而琉球国御仕入之俵高私一手より御買上被下置候ハ、難有奉存候、尤一手御売上之儀奉願候段は身勝手ニも相当り奉恐入候得共、無拋次第別儀ニも無御座、求麻表之儀私一筋より買入仕候得は、買元直段も区々不相成、第一代呂物調子方之儀是迄私手先共より相納候分見劣、御取扱も御迷惑之程薄々奉承知、私ニおゐても偏奉恐入候ニ付、一筋ニ御買入仕候ハ、上品も無洩相集、代呂物調子方行届上納仕候得ハ御手数ニも不被為相成、其迄右品之儀ハ於御役所過半被為御買上候趣ニ付而は、乍恐私ニ取無此上も御手続罷成候儀ニ付、何卒格別御憐助之以御評儀以後之儀御用相立候品位手本を以定御直段御極被下置候ハ、品合急度相改上納仕、代銀之儀は長崎会所より御取請銀之内を以翌二月限同所為御替を以松坂屋辰之進右会所江上納銀之内より御引合御下渡被仰付被下置度、尤当年之儀は手先

之者共代呂物仕法方不束之趣承込候、以来買入差留候故俵高相揃兼候二付、求麻茶式千俵限り御買上奉願上、御直段之義は乍恐去年通五貫八百文替にて御許容被下、若奉差上置候手許之位より下品之分ハ御直段御割下を以御買上被下置候様奉願候、右之趣は重疊自忤之御願御座候得共、前書奉申上候通、代呂物調子も行届求麻表之儀も折合克買入仕候得は、私義御国許江奉緝永久之商売取統難有仕合奉存上、前後不奉願恐奉願候間、格別之以御取訳被為成御免許被下置候ハ、御恩沢之程重疊難有奉存候、依之此段以書付奉願候、已上^⑩すなわち、右の史料では、①これまで求麻茶を仕入れて薩摩の商人への相對売りを行ってきたが、不安定な取引状況にある、②求麻から仕入れる茶のみならず他国茶までも石本が最終的な買入れ人となり、琉球国仕入れ分は石本の一手販売とする、これにより品物の質も揃い、仕入れ価格も安定する、③今年石本の手先の者の不束により品揃えができないので、二〇〇〇俵限り一俵五貫八〇〇文での藩買上を願う、④願いが許され求麻において買入れが円滑にゆけば永久の商法となる、というのである。

これは六年末、鹿児島で唐物方と交渉していた内容と同一趣旨であり、五〇〇〇俵藩買上に代わり「琉球国御仕入」を正面に出してきたところに新味がある。琉球国救済を琉球産物の長崎貿易参入の根拠として品数の増加、販売年限の延長を主張してきたことを逆手にとったものであった。

しかし、これを認めるならば、大きな利権が石本に独占されることになることから、それまで茶を取り扱ってきた藩内商人の反対も十分予想され、藩が石本の願書を受け入れたとは考えられない。ただ、右の願書の方角については、長崎の奥などは了承していたのであり、藩内でも意見の対立があったのである。そのことは、市来郷商人長谷川市右衛門父子への書状に「委細之儀ハ奥様より御承知可被下ゆへ略仕、貴老之義も御同所江得斗御打合せ申上置候ゆへ、何れ野子罷越候上夫々取計可仕」とあり、石本の方針については奥と話がついており、奥から長谷川へ石本の意向は伝えられていた。直接には、右書状に続き、「右之含有之、当年より積越候茶之儀ハ求麻

上乘之もの市来にて引渡引取、市来よりハ問屋江鹿兒島渡之つもり取計候様差図いたし置候義御座候間、此段御内々御含被下候、何分茶之儀も今一入永々之締り無之而ハ身を入兼候故、願通御聞濟相成候様之御工夫可被下候」（閏八月廿二日）と書き送っている。事実、長谷川宛に茶が送られていることは、年次は確定されていないが、本田清八より石本への書状に「茶は今日迄千二百積出申候、日々下り之間差急キ積出可申候義承知仕候、長谷川方へ此節より送付申候」（「石本文書」八七二八）により明らかである。

3 綿・木綿

苧・茶の薩摩藩内での販売が進まず、琉球産物代銀との相殺に支障が生ずることが明確になってくる。石本は、瀬戸山へ「綿・木綿両品之儀は一寸奥氏江も申上置候二付、猶可然御勘弁被成下、思召寄り之趣は追々被仰聞被下様奉頼上候」（六月八日）と、綿・木綿の薩摩売り込みの意向を伝え、その扱いについて意見を求めている。綿・木綿ともにこれまでも瀬戸山を通じて販売がなされているが、それを唐物方取扱として琉球産物代銀に当てようとしたのである。石本が奥と内談の節示した綿・木綿販売についての内容は「私御願心得向内慮奉伺候事」に示されていると考えられる。綿、木綿について主要な点を示すとつぎのようである。

綿

- ① 唐物方役所による一手払方の仕法。
- ② 仕入れる綿一万本は、石本と薩摩の大坂下り船から半数ずつ買い取る。
- ③ 見込まれる純利益は銀一〇〇貫目。

綿の仕法による利益の算出は、つぎのようになされている。

銀二〇匁 綿一本についての利益

同二〇〇貫目 綿一万本の利益

内 同二〇貫目程 掛り町人御手当銀、其外売立場失費

同二〇貫目程 役所向御手当

同二〇貫目程 買上延払之分、利足御償、或は置場等御手当用意

同五〇貫目程 一本二付五匁宛、大坂より之船運賃銀

同二〇貫目 諸失費之積り

銀一〇〇貫目 全御利益之積り

木綿

① 唐物方役所による一手払方の仕法。

② 木綿四万反の内、半高は石本より仕入れ、半高は領内の旅船より買い入れる。

③ 見込まれる木綿一反当たりの利益は銀一匁五分。

④ 見込まれる純利益銀四〇貫目、外に銀二〇貫目は諸失費。

しかし、容易に右の提案を実施できる状況ではなかった。一つは、薩摩における綿需要が「綿之儀拾本程は御
払方相済候得共、残り之分人氣弱く当分御払方御見合」と瀬戸山から伝えられるように少なかった^①。二つは、藩
がすでに綿販売に乗り出していたからである^②。そのため、石本は薩摩における木綿に目標を絞り唐物方で一手販
売が実現するような工夫、藩への根回しを唐物方御用達である小村と瀬戸山へ依頼した。さらに唐物方役所へも
願書を提出し、藩による一手販売仕法の実施を求めた^③。石本はこれにより木綿三、四万反の売り捌きが見込まれ
るとするが、仕入れについて藩は何ら手数を要せず、仕入れ銀も石本が琉球産物に係している限り特に現銀を

出す必要もないことを指摘し、藩にとつて有利であることを説いている。この仕法により唐物方においても利益をあげ、その内の一部を石本へ配分することを願ひ出ている。

この結果については明確にしないが、翌八年正月の「送状」⁽¹⁴⁾によれば、天草木綿二二〇〇反、島原木綿四七〇反を石本の手船宝徳丸で瀬戸山市兵衛へ積み送っており、瀬戸山へ払方と代銀の唐物方上納を指示していることから推測すれば、唐物方による一手売りが行われたかは疑わしく、提案は受け入れられなかったと思惟される。⁽¹⁵⁾

4 大豆

大豆の薩摩への売り込みは瀬戸山を介しての取引となるが、茶などの売り込みが見込み通りでないことから、新たに長崎為替の原資とするための試みとして大豆の売り込みが浮かび上がってきた。しかし、大豆について初めて言及した石本から瀬戸山への書状に、「当地江大豆買入置、年内上方為登之積り御座候処、もし御地之義直段相応御座候ハ、為試積越候様いたし度候」とあるように、あくまでも価格次第であった。そのため、薩摩で販売するにあたっての情報、十月迄着荷の場合の島原大豆の相場、薩摩での金銀相場、山川での払方の可否について瀬戸山へ問い合わせせており（閏八月廿二日）、九月一日には大豆直段を急便で知らせよう島原から瀬戸山へ催促している。

瀬戸山から詳細な大豆相場が知らされてきたのに応じ、①上方向けの大豆の内、四、五百石を薩摩へ送ること、②大豆の販売は瀬戸山へ一任するので、送り状に引き合う売り方の手当を願う、と伝え、さらに「売捌代銀之儀ハ是又唐物御役所へ御上納可被下、則四百石之積代銀積り唐物御役所江申上置候手当ニ御座候間、何分宜奉頼候」（十月五日）と念を押しており、この大豆代銀も唐物方へ上納になれば、凡そ五〇貫目ほどの為替もできると見積もっている（十月十九日）。しかし、先出の「仮差引」などにみるように、長崎為替の原資として大豆代銀は見

積もられていないことから、販売が恒常的に見込まれるものとは見ていなかったことが窺える。⁽¹⁶⁾

以上四品は、琉球産物代銀を相殺するために石本が薩摩藩への売り込みをはかったものである。それ以外の産物についても石本は薩摩藩と取引があった。以下それについて述べる。

5 黒砂糖

文政六年前でも入手した黒砂糖を大坂に送り、また近隣諸地域で販売していたが、同七年七月には長崎に集まる黒砂糖を石本のみを取扱にするよう松坂屋辰之進の名前で小森新蔵・奥四郎へ願い出た。

一御産物黒砂糖之儀、前方より当地於御蔵屋鋪御捌方御取扱ニも相成候段奉承知候間、已後之儀当所売支配方私江御託被下置候は難有奉存候、右ニ付而は乍恐自今当所江入津之砂糖は私方江付送売方仕候様於御国許御沙汰被下置、於当所も何国之船々より積送候共、於右品は私方ニ而売買いたし候様其筋御達被下置、若私方江無沙汰ニ而売買仕候類は、御蔵屋鋪より御察当被仰付候様相成候ハ、乍恐御国許之御手締ニも被為相成、当地ニおゐても無危陥実意取計出来可申哉、左候得ハ右ヶ年三千樽余も相潰れ可申見込御座候処、代銀之儀時々払立勘定を以上納仕候而は右ヶ年中之御見当無御座、於私も時之模様寄り取計方進退仕兼候儀も難計ニ付、損益之儀は私引請、山川御払立直段ニ当所迄之運送銀御加被下置、払立之有無不拘凡之代銀大坂為替納可仕、尤御物之儀ニも有之、当地御取締ニも相拘り候儀ゆへ、一体は御屋鋪ニ而御取扱之積りを以、時々御見計ひを以御屋鋪江御付送被下、水上并御渡方有之節は御用達御立会被下、売捌方而已引受切りニ仕候得ハ乍恐損益不相拘仕永久可仕奉存仕上候ニ付、右之趣を以御許容被下置候ハ、砂糖一丁ニ三三宛三千樽御積越被成候節は、九貫目之高為冥加上納被為仰付、当地御屋鋪向御修復御手当之内ニも御差訳被下置候ハ、以御国恩職業基冥加至極難有仕合奉存候、右之趣は近頃奉恐入候御願御座候得共、格別之御憐愍を以願之通

被為叶被下置候様被仰上被下度、此段以書付奉願上候

右の史料では、①長崎における黒砂糖は薩摩藩蔵屋敷の扱いとなっているが、以後その売り支配を石本へ委託する、②石本宛の送り荷だけではなく、何国の船の黒砂糖であつても長崎に入る分は石本扱いとなることを公示し、違反者は藩において処罰する、③取扱量は三〇〇〇丁を見込む、④薩州山川での払い立直段に運賃を加えた代銀を大坂為替で支払う、⑤このことが許されたならば、一丁につき三匁ずつ、合わせて銀九貫目の冥加銀を長崎屋敷に納入する、と言うのである。この願書については小森・奥の同意を得て出されたと考えられるが、この願書通り実現したことを示す明証は今のところ得ていない。しかし、ある程度は入手していただろう。⁽¹⁸⁾

では、長崎で押さえた薩摩藩の黒砂糖販売についてどのような見通しを石本はもっていたのであろうか。

これ以前に黒砂糖を送り込んだ実績のある下関の角屋は当然取引相手として想定されていたと考えられるが、大坂の美濃屋与兵衛への書状に「薩州黒砂糖并生蠟之義、御引受相成候義出来候も相知レ不申段被仰聞承知仕候、弥御引受二相成候ハ、其段被仰聞可被下候⁽¹⁹⁾」とあることから、大坂市場を意図していたことが分かる。大坂との砂糖販売がどのような形で進んでいったかは明確にしないが、冒頭史料にみたように、大坂の砂糖商人などとの関係にまで広がっていたといえよう。また、近隣への売却も「黒砂糖之義ハ、得斗評議可然との義ニハ御座候得共、一手事と申儀甚六ヶ敷儀と被申候儀ニ而、是以只今之様子ニ而ハ無覚束奉存候⁽²⁰⁾」と人吉藩の状況について道田七介が報告しているように、人吉藩内への独占販売も考えられていたのである。

6 その他

その外に、薩摩藩への売り込みをはかった商品には楮・皮革があり、同藩から買い入れるものには榎実がある。また、薩摩藩の蔵米の売却にも関わりると共に手船による運賃稼ぎにも乗り出す意向を示すなど、種々の産物の取

扱や関与の仕方により関係を深めていた。

楮については、阿久根の勝目宗之丞による人吉藩産楮の取引についての動きが見られた⁽²¹⁾。しかし、これは「段々御取遣申候楮之儀、薩州口御引合兼其後所々江御引合置候得共急埒不致候処、漸一口丈夫之方追々御取極之由、乍然爰元渡二而ハ御引合兼御損失相立候二付、植柳渡二而上中下老貫目二付平均二匁一分替二而ハ如何可有之哉⁽²²⁾」と、薩摩藩との取引は引き合わないことが分かり、石本は他にその捌き口を探さなければならなかった。

石本は榎実を大坂商人美濃屋・河内屋へ送っている。薩摩藩との関係を契機として薩摩を一つの供給地とする動きが出てきたことをつぎは示す。

一 榎実之儀ニ付御心添之趣委細承知仕、此儀も御直段合次第之儀ニ付、御国許是迄之御平均直段承知不仕而は願出しかたく候ニ付、御席次第御役向江御内談是迄之平均直段割合相分り候様御願被下、相分候ハ、早々為御知被下度奉願候（正月廿七日）

すなわち、榎実を取り扱うことを勧められたのに対し、値段によっては願い出るとしており、その前提として薩摩における平均直段を知らせるよう求めている。これには、唐物方用達の小村権兵衛と瀬戸山市兵衛が窓口となった。しかし、事情は不明であるが「小村氏方故障」により進捗は見られなかったが、用達の中村戸右衛門の心添えがあつたこともあり俄に具体化し、三四斤入一万俵の買入許可の見込みがあるので、石本の指値を知らせるようにと知らせてきた。石本は榎実は品により高下の激しいものであるので、実見の上でなくては買い受けの約束はできない旨を小村・瀬戸山へ伝えている（十月三日）。また、一万俵の榎実の受取場所は山川渡しであるかについての確認を求め、また買い入れる場合は、来春二月以降の受取になることを知らせている。

さらに石本は相良人吉藩・島原藩・柳河藩などの年貢米販売に関わるようになるが、薩摩藩の米との関わりとしては、大坂仕登せ為替米がある。大坂仕登せ為替米は、文政六年石本が鹿児島滞在中に小村へ願い出していたも

のであり、八〇〇〇石の米を運賃付きで取り扱うことになった。これに対して石本は、大坂へは銀で納めるか、または是非とも正米納入しなければならないかと瀬戸山へ確認を求めている。⁽²³⁾ 薩摩の産物による運賃稼ぎは、新規に船を購入した場合には「当夏大島登いたし運賃金三拾貫目は手二入候割合二相成候御積り」（「石本文書」五七一三）と利益をみこんでいる。

二、扶持米の付与

既に指摘されているように、薩摩藩から石本への扶持給与はつぎに示す四回行われているが、石本が扶持米を受けることにより、両者の関係は新たな段階に進んだとみてよいだろう。

①文政十三年五月 一五人扶持 石本平兵衛

唐商苦情申し立て一件、年限継および品替願い立てにつき抜群骨折りにつき。

②天保二年四月 五人扶持 平兵衛倅石本勝之丞

産物方御用聞見習仰せ付けるにつき。

③天保四年三月 八〇人扶持 石本平兵衛

去夏借願銀二〇〇貫目調達につき。

④天保七年十二月 五人扶持 石本兼次郎

産物方御用聞仰付につき。

扶持米の給与理由から分けると、①②④が琉球産物の長崎貿易に関係したものであり、③は調達銀によるものである。長崎貿易に関係して与えられていた扶持米に、③の扶持給与が加わったことは、天保初期の薩摩藩と石

本家との関係を示す象徴的ものと考えることができよう。したがって、ここでは、1 長崎貿易関係による扶持、2 調達銀による扶持、に分け、その経緯と背景について述べ、両者の関係に迫ることにする。

1 長崎貿易関係による扶持

ここで注目されるのは、石本家隠居石本平兵衛が「産物方御用聞」として扶持が与えられ、同七年には平兵衛三男で長崎店を切り盛りしている兼次郎が「産物方御用聞」となり、天保二年以来「産物方御用聞見習」であった石本家当主である六代勝之丞へ受け継がれていないことである。これはこの期の石本家の経営のあり方を反映したものとみることができ²⁴。つぎに平兵衛の「産物方御用聞」から「御用頼」への変更をどのようにとらえるかと言うことである。

さて、①に云う「唐商苦情」は、文政八年五月、唐商人から薩摩藩が長崎を通さない品物を唐へ持ち込んでいるために、正規の手続きによる流通に支障が出てきていることを長崎奉行所へ訴え、取締を求めたことである。また、同八年には、薩摩藩が前々から要求していた大黄・甘草などの薬種を含めた十六種の販売が五ヶ年、銀高一七二〇貫目まで許されるという画期的な成果をあげた²⁵。しかし、文政八年の年継ぎ、品増が許可された後には扶持給与はなく、十二年の年継ぎが許可された翌十三年五月廿八日、初めて石本家へ十五人扶持支給が長崎聞役帖佐彦左衛門より伝達され、併せて、以後、暑氣中泡酒二十盃、芭蕉布二反が毎年支給されることも伝達された。扶持給与の理由としてつぎのようにある。

右は唐物御商法ニ付唐商苦情申立候一件并御年限継御品替御願立ニ付抜群骨折相勤、且唐物代銀速ニ不相渡節は致御貸上旁御用立者候ニ付、以御取訳御産物方御用聞名目被仰付、唐物御商法中右之通被下置候²⁶すなわち、唐商の苦情申し立て取扱・年継ぎなどにつき抜群の働き・藩への唐物代銀引渡についての奉公を理

由としてあげ、初めて石本を「産物方御用聞」に任じた。

文政八年、同十二年の年継ぎなどに石本がどのような働きかけたのかについては、詳細は不明であり、わずかに残された史料により垣間見えるだけであるが、年継ぎや品増が許可された後、幕府・長崎奉行所関係者に対してつぎの「薩州産物一件年継御挨拶之見合⁽²⁷⁾」を石本が作成し、贈らせているところに石本の活動の一端を窺うことができる。

八年の年継ぎに際してはつぎの通りである。

老中 水野出羽守（忠成）	三所物二通（現品は金二〇〇両）・肴一折
勘定奉行 村垣淡路守	銀五〇枚・肴一折
長崎奉行 土方出雲守	銀五〇枚・肴一折
寺社奉行 高橋越前守	銀五〇枚（現品金三〇〇両）・肴一折
長崎勘定与頭 中村長十郎	銀二〇枚・肴一折
奥右筆組頭 青木右左衛門	銀一五枚・肴一折
奥右筆組頭 布施内蔵丞	銀一五枚・肴一折
奥右筆 田中龍之助	銀一〇枚・肴一折
長崎掛御勘定 内藤兵右衛門	嶋綸「」一五反・肴一折
高橋越前守家老 山本内記	銀二〇枚
同用人 久保田忠左衛門	銀一五枚
土方出雲守用人 横田伝之丞	銀一五枚
大番頭 水野甲斐守（忠良）	嶋綸「」二反・銀五枚

広敷番頭 間宮平次郎 鳴綸「」二反・銀三枚

高橋越前守子息 高橋勘右衛門 銀三〇枚・肴一折

さらに、同十三年の年継ぎに際しては、同史料によれば、十二年十二月十六日、つぎのように遣わした。

水野出羽守 晒三疋(料銀二〇枚)・御国「」・「」子釜 一・肴一折

同人用人 五十川左司馬 国分煙草五斤・銀五枚

村垣淡路守 干鯛一折(料金五〇〇疋)・晒三疋(料銀二〇枚)

大草能登守 干鯛一折(料金五〇〇疋)・晒三疋(料銀二〇枚)

村垣淡路守用人 渡辺良輔 銀三枚

大草能登守用人 佐野良右衛門 銀三枚

奥右筆 田中龍之助 晒二疋(料銀一五枚)

田中用人 後藤吉左衛門 金子三〇〇疋

長崎掛御勘定 内藤兵右衛門 縮「」反(料金三〇両)・御国旅「」・置物彩色人形

同 内藤半次郎 銀一〇枚

勘定吟味方改役 飯田庫三郎 肴一折(料銀五枚)

長崎奉行 本多佐渡守 琉球端物(料金一〇両)・肴一折

同家老 西島安右衛門 銀一〇枚

同人 伊藤半右衛門・大木 健 銀七枚ツ、

同「」書方 美濃部義輔・蒔田泰蔵 銀二枚ツ、

手付書方出役 寺沢庄右衛門・吉際源八 銀二枚ツ、

なお、本多佐渡守用人伊藤半右衛門へは「初発より格別相働候付、別段御内々より右之通被遣候」として銀五〇枚、岩原御勘定「」人見隼太には銀七枚を別途与えている。なお、伊藤半右衛門については、「本文通御しらせ有之候得共、願濟付而は大草能登守殿同様干鯛一折、料金五百疋、晒三疋料銀式拾枚被遣、残金は時候御見舞として琉球紬三十反と目録相認御送相成候事」の付け紙があり、支給に細かな配慮がなされている。

2 調達銀による扶持

天保四年三月石本平兵衛へつぎのように申し渡された。

八拾人扶持 石本平兵衛⁽²⁸⁾

右は去夏借願銀式百貫目御借上いたし三朱利被下置候得共、右利銀之引替当巳年より右之通被下置候
右可申渡候

二月 主計

右之通拙者共江申渡候間、為後年写相渡置申候、以上

巳三月九日 薩州聞役 帖佐彦左衛門

奥四郎

石本平兵衛殿

この文書の評価については、武野氏が先に紹介したように、石本家の琉球産物への貢献に報いるために与えたとされている。確かにこの二〇〇貫目については、平兵衛へ「此節銀式百貫目三朱利付を以御貸上之願申出候処、当時右式御借入金等之願申出候迎も願意ニ難被応折柄ニ候得共、同人事御産物方御用聞被仰付置候処、去ル末年より是迄唐物御商法一件は勿論、御銀繰等之儀ニ付而は掛心頭相勤、其外無利足御貸上等いたし格別御用弁相成

候儀も有之、殊更御統料方為替繰登方等之儀、是迄無滞相勤、猶又以来迎も右式之御用向御差支無之様相勤度趣をも御請申出、其上右様以利安御貸上之願申出候ニ付而は奇特成心入ニ付、別段之以訳合弥御借入被仰付候事²⁹とあり、石本の琉球産物取扱・銀繰りなどの奉公にたいする結果としての八〇人扶持給付ということになっているが、藩の恩恵とするところは、石本から銀の利付き貸上を願ひ出て、それを許しているということである。それが、1が「扶持米之儀は、会所部通御用捨銀之内より被下候」と、現米ではなく銀で与えられるのと逆に、銀二〇〇貫目調達に対する利子分が、本来銀子であるべきところが扶持米であることによつても扶持の性格の違うということを示している。低利率による永年期の銀調達を薩摩藩が商人から調達し、元銀の返済はせずに利金のみを長期にわたり支払う「永々銀」という方式が慣例的にある。石本への八〇人扶持は、石本よりの願ひ出による調達という違いがありながらも「永々銀」と同質のものと考えた方が妥当であらう。

この銀二〇〇貫目調達の前に願ひ出された天保三年のもう一の調達銀についてみることは、この八〇人扶持の解釈をする上で重要である。すなわち、つぎのようにある。

去月廿一日江戸薩州大御隠居様より御返札、去ル十九日御地屋敷へ御達、極御内沙汰之趣ニ而御付衆より御聞役迄申来候は、尊公様御義近日思召ニ御叶、兼而三百貫目御借上之廉御申上ニ相成居候処、利足ニ而ハ不面白故、出精之廉ヲ以永世御扶持方被下置候様と御聞濟相成候故、御聞役より右之趣申立候様、身分之義は御存分之様も可有之故任望申立可然、早々聞役より国元へ申立候ハ、江戸伺ニ可相成故無怠取計候様御内定ニ而、聞役ヲ始御役々も皆あきれ被居、早速右之様申立可相成所、未納一件ニ付⁺江心願之義有之、三百貫目利足付御貸上之願書去ル十五日御差出、当月中願濟ニ相成候様御手当候半ニ而、四五日之義ニ而行違、何分御取返出来不申、乍去御内沙汰有之候ニ付而ハ其俣願被下置故、右利足計御願濟之上、引戻し扶持方ニ申立之、聞役内存之よしに候得共、左候而は未納一条之引合不面白、双方ニ跨御心決被為出来兼申候、併未納は当座之義、江

戸より御内沙汰は比類なき事柄、御地役向御年寄ヲ始百俵は大俵、十五人扶持は三人扶持ニ相減シ、永代之願有之候得共、不相濟処、右之二弟殊ニ御附紙百人扶持已上申立候様と之趣ニ相「当」居候間、聞役も少々疑惑ヲ被起候よし候得共、旧冬白島石花生御献上迄ニ而、実ニ御時節と申もの其上此節売物年限継ニ付、江戸御内願之通御地御認も相成、右ニ付去冬来御出精ニ付、十五人扶持書上相成候故、右江府着いたし候ハ、尚更思召可然との折柄、此上なき時節、未納か邪魔ニ成り、御存知通出来不申段残念之義ニ御座候、とふか御良計は有之間敷哉、如仰未納も大事ニは候得共、是ハ先当座之義、何レニも④内沙汰之一事は御取計ニ相成度奉祈上候、尤格別御粉身候而、夫ニはおよひ申間敷、書面御心腹ニ弟宜敷奉願上候、已上³⁰

すなわち、①かねて石本より願ひ出していた銀三〇〇貫目が許されたこと、②利息では面白くないので永世扶持で与えることを大隠居、重豪が指示したこと、③石本にとり好意的でありすぎた指示に長崎聞役を始め役々もあされたこと、④「未納一件」について薩摩藩へ石本より願ひがなされていたこと、⑤「未納一件」と銀貸上許可の内沙汰が食い違いになっており、取扱に苦慮していること、⑥「未納一件」は当座のことであり、内沙汰が叶えられることを願っていること、が読みとれる。

問題は「未納一件」という石本の引き負いと藩への調達が同時進行していたが、平兵衛への島津重豪の結びつきにより銀二〇〇貫目の調達、利子として扶持八〇人が与えられることになったのではなからうか。

なお、この扶持米は真米一四四石が薩州出水蔵から出されており、石本は手代を派遣して受け取っている。³²

次節にむけて

文政七年以降の石本と薩摩藩の関係について述べてきた。天保三年期の両者の関係は、調所の浜村への書翰に

見る状況が生じる前提となっていると考える。本稿ではその考察に際しての、両者の関係の事実確認部分のみであることを断っておく。

注

(1) 武野要子「薩藩琉球貿易と貿易商人石本家の関係」(宮本又次編『九州経済誌論集』第二巻、後に秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』に転載)。引用の史料は鹿児島県立図書館所蔵の「調所笑左衛門書簡集」によっているが、この史料は「一九六三年四月二十二日午後十二時過、鹿大助教原口虎雄先生写本ニヨル、山下文武」の奥書にみるように、原口写本の再筆写本である。原口写本にも原史料の所在についての記述はなかったと思惟される。原史料の所在が不明であるため再筆写本との校合はできず、史料にある読みの不確かな部分の確認ができないという問題があるが、史料の重要性を損なうものではない。なお、史料の年次比定は、芳即正「調所笑左衛門書簡とその年代比定(その2)」(『鹿児島県立短期大学地域研究所研究年報』第九号)によった。

(2) 調所は石本を「またくらの膏薬」とみている。これについて武野氏は「これは天保五年二月「幕府御勘定所御用達」に任せられた事を指すのである、とされる。すなわち、幕末の薩摩藩琉球貿易は、一大名(薩摩)と幕府との「力の闘争」であったとし、両者間を自由に動き回る石本の取り込みの動きであったとみている。したがって、薩摩藩の立場で働いていた石本の御勘定所御用達就任は薩摩にとり痛手であった。薩摩藩に一途の忠を尽くさずに薩摩藩と幕府との間で揺れ動く者、すなわち「またくらの膏薬」との調所の指摘になるのである。このため薩摩藩は、同七年、平兵衛を十五人扶持「産物方御用聞」から銀五十枚の「御用頼」へ改役させ、子兼次郎を御用聞に命じ五人扶持を与えたとしている。武野氏は、ここに「幕府用達である同家の助力なくしては事を運びえなかつた薩摩藩の苦悩が如実に現れている」(『薩摩藩琉球貿易と貿易商人石本家の関係』)とされている。芳即正氏も「調所広郷」において武野氏と同様な理解をされている。幕府が石本を勘定所御用達に命じたことは、薩摩藩の琉球産物の長崎貿易に楔を打ち込むことを意図してなされたものであろうか。石本家の内、長崎貿易に深く関わる兼次郎へ扶持を与え、しかも本文史料に見るように、砂糖屋共の動きに石本が関与しているのではないかとの危惧を調所が抱いている点に注目すれば、藩に対抗する商人集団に石本が与することに對する批判的表現と見ることもできるのではなからうか。石本が「産物方御用聞」となることに幕府、長崎奉行所がどのように見ていたか見ておくことは、薩摩藩・石本・幕府の当時の思惑を見る上で必要である。

文政六年鹿児島へ出向き琉球産物の取扱方を委任された石本は、その事実を長崎奉行所へ伝えることを藩へ依頼した。藩から提出される届の案文がつぎであったと思われる。

琉球国より差廻し候産物国許江引取、右代り物彼方江差渡候品々差配為仕候儀は於国許用達之者も数多有之候得共、御料所天草石本勝之丞儀、兼而用向申達置、右産物代り物之差配ニも相加り取計候事ニ御座候、依之産物御当地江差廻し御払立之後払代銀御下ケ渡之節は右之者江も引合候筋も有之候ニ付、蔵屋鋪ニ而産物方差配之儀申達置候儀ニ御座候、右ニ付而は御銀御渡方等之節会所江も罷出、御引合等可申出儀ニも可有御座候ニ付、此段御間通置被下候様奉存候（薩州御用向控）「石本文書」五七二二三
 これの案文に対して、石本が文言の一部に注文をつけていたことがつぎにより知られる。

私義御産物方取計向ニ立入候振合立山へ御申立、表御指出不被下、御文言之内、琉球代りもの差配ニも相加り取計候と申文言計り御除被下、只御用向被仰付置相成ゆへ産物長崎江御差廻し掛立之後払代銀、ケ様之振合ニ御書面書認被下候様出立之節御内々奉願上置候（「石本文書」五七二二三）

すなわち、右の史料から窺われることは、石本は、琉球産物に関わることを立山（長崎奉行所）へとどけることは必要としながらも、関わりの度合いは曖昧にして、ただ琉球産物代銀取扱に関わるとのみしたかったということである。しかし、琉球産物の品替え・品増しや年継ぎに石本が薩摩藩の立場で働いていることは、長崎では周知のことであり秘密にすべきことでもなかった。

(3) 安藤「近世後期石本家と薩摩藩の関係について」（九州大学 九州文化史研究所紀要』第四十五号）

(4) 十月十九日付瀬戸山市兵衛への書簡につきのようにある。

此節以飛脚御掛合申上候儀別儀ニも無御座、当地会所産物代御取受方何分六ヶ敷、春来より野子方江会所より可受取銀子を跡ニ廻し置、今以野子ハ不受取産物代滞銀之内江而已追々銀高請取指上、已後之儀ハ産物代現銀御渡相成候様御奉行所御間濟之上、会所江も御達相成、則当冬より現銀御渡之手筈相成申候

(5) この九〇貫目は、七月、石本から小森・奥宛に出されたつぎの「仮差引」であると考えられる。

銀高三百貫目程 御産物代之内、当節御願高

内、銀百五拾貫目 松坂屋辰之進を以出方相濟

残而百五拾貫目程 此高追々辰之進方より之納銀極置、産物代御出方御間濟之上銀子御引渡可仕、尤此儀極内々会所役向江も内談仕置候ニ付、何れニも程克申談御入手相成候様可仕候

右高無滞御聞濟相成候上ハ、左之通為替御下渡被下候様奉願上候

一銀高九拾貫目 御利足銀并芋茶代、其外売立もの代銀之内為御替

一銀高拾貫目 「」

一銀高拾三貫目 当分拝借奉願候高

但、無扱出銀向有之候ニ付、御利足付を以私江御貸渡被下置候ハ、追而御返金可仕候

一同四拾七貫目 御聞濟之上御引渡可仕高

ノ 如高

右之通御座候、御国許御掛中様江ハ別段不申上候間宜奉願候、已上

(6) 薩州瀬戸山御勘定書〔石本文書〕五四九〇の「仕切」によれば、売却した芋は、御蔵芋五六八丸の二万八千六百余斤、代錢は五九七八貫二四七文である。また、同年の二万斤の代銀はおよそ四〇貫目とみている。十月、払方はまだ分からずとされているが、二万斤外の芋は凡そ五千斤、代錢は一一〇〇貫文であるともある〔石本文書〕五七一三。

(7) 芋之儀、去年中格別之御厚計を以、難有御手当被成下候処、代銀納方之割合其外直段合未皆払ニハ不相成候得共、此節迄之趣にてハ所詮永続可仕筋とも不奉存、未取調子も不仕、追而治定は可申上候間何卒去年中追々願書指上置候通御船手御入用高并御国中大船用之分唐物御役所江御買上被下置、其筋々都合克御取計被下置候ハ、以御蔭安心仕、已後永続可仕、此儀御慈悲之御沙汰幾重ニも奉願上候事〔石本文書〕五七一三

(8) 鹿兒島における石本の取引相手として出てくるのは下町町人深江勝治郎であるが、文政六年には瀬戸山市兵衛が中心となる。瀬戸山は求麻問屋として石本から送られてくる芋・茶・その他の荷物の支配にあたっていた。市兵衛死去の後、子清太郎は求麻問屋株を売却して石本の荷物取扱から外れていたが、天保三年、求麻問屋とは異なる「荷物支配人」として石本からの送り荷物を取り扱うようになった。この経緯については、安藤「石本家文書にみる薩摩藩関係史料―瀬戸山市兵衛―」（『玉里島津家史料 月報十』を参照。

(9) 「石本文書」四八五三。これに関連して、十月十九日付、瀬戸山への書状につきのようにある。

一茶并木綿一手売願立之義、折角堀氏も当所江御滞留ニ付、当所にて願書指出置候筈御座候ゆへ、指出候ハ、願書写指上可申候間、可然御工夫被成置可被下奉願候

一当年買入之茶、去年通之御直段ニ而御買上被下候様、是又当所ニて御願可申上積り御座候間、御地御役向之所は貴家様より節々宜御取計御願入可申候

(10) 「石本文書」八七二八。なお、長谷川市右衛門が石本と関係を持つ発端は不明であるが、文政六年春頃、長谷川が長崎で石本と会っている。この時、石本は長谷川へ苧・茶の販売について内談し、役筋への仲介を求めていたことは、石本の来薩を求めた書状中に「先達而御示談申上候而弥御差越御聞濟之段役筋江申聞置候二付、此上御名代御引越被下候而は最初私より未定之取扱仕、至極不行届筋ニ相見得、何共心痛仕罷在候」（「石本文書」）とあることによる明らかである。

(11) 瀬戸山の綿囲い置きに対して、石本は「当年新綿極々上作ニ而案外之下落相成、天草表江ハ多分持囲居損失之模様御座候間、何卒右残候綿乍聊も早々御払方不被成下而ハ下落可仕候間、下直ニ御座候とも御見切御売捌可被下候」（閏八月廿二日）と、早急の販売を指示した。

(12) 十月三日付小村権兵衛・瀬戸山市兵衛宛書状に、「御別紙之趣委細拜見仕候処操綿并木綿願方之儀ニ付、段々御心配被下候段以彼是御厚誼之程不成一方御儀重畳忝奉存候、綿之儀ハ手張候儀ニも有之、段々手数ニも相成候ゆへ容易御聞濟も難斗儀と奉存候間、何卒木綿之儀一手ニ而手堅く売方出来候様御工夫之程奉頼候」とあり、藩の状況については石本も的確に理解していた。さらに、十月十九日には、長崎での堀氏へ木綿など一手売りの願書提出に合わせ、願書通り実現するよう努力することを瀬戸山へ要請している。

(13) 「石本文書」五七二三。

乍恐奉願上候事

私儀追々唐物御方御用向等被為仰付、冥加相叶難有仕合奉存候、右ニ付而は御用弁筋心付候ハ、乍恐可奉申上本意ニ御座候得共、私儀先祖以来農事を家職と仕居、对御国許商売向取続候程之儀不奉任心底、然ル処操綿木綿之儀は従来之商売ニ而、右之内木綿之儀は是迄私始手先之筋よりも追々御国許江売込来候処、代呂物向江も宜敷趣ニ付、御國中江売弘度奉存候得共、前書奉申上候通之所業柄ニ御座候得は、御国許江立入一手ニも相成候様売弘候程之力無御座押移候仕合御座候間、聊ニ而も御益筋御奉公仕、以御余沢私儀も商売取続度奉存候ニ付、乍恐右品於御役所御請込、御一手之御売方御仕法被為相立、取計向之儀は人柄御見立請負人被仰付候は、一ヶ年凡三、四万端宛は売捌出来可仕見込と御座候故、其手当を以織方元仕入下直ニ取極、明正月より始織出次第月々納方仕、若は見込之方より過分相捌候歟又は私仕入之代呂物而已ニ而不向之口も有之候ハ、是迄入込候口々より御買

上被仰付候、乍恐御仕入方ニ付御手数被為相成候儀は、無御座筋と奉存、随而代銀之儀は請負人弘立之節々長崎会所より御請取銀之内、時々為御替を以松坂屋辰之進右会所江納銀より御引合御渡被下置、又は琉球御産物代御取請銀私方より請込御世話可奉申上、存念之趣御取用ひニも被為相成候は、御産物代春秋兩度ニ上納仕候内御下渡被仰付候得は、乍恐右木綿御元入銀別段不被為及御繰出ニも兎角相応之御売銀相見江可申奉存候ニ付、格別之御慈恵を以右之趣御許容被下、御益銀之内私江も配分被為仰付被下置候ハ、重疊御高恩之程難有仕合奉存候間、何分願之通被為叶被下置候様乍恐此段以書付奉願候、已上

文政七年申十月

石本勝之丞

唐物御役所

(14) 「書通扣」〔石本文書〕五二九三。

(15) 仕法を提案した当初は、石本は木綿生産の増加を予想したためか、または綿自体の需要増加を見込んだためかははっきりしないが、大坂美濃屋与兵衛へ大量の綿の注文を出していた。これに対して美濃屋は、大量の綿を送ることはできないとし、「先ツ当地之義少々ツ、ニても御買入被成、追々仕なれし上ハ何程大双成義ニても出来仕候、最初より積下し義ハ出来不申候、追々御買之跡ハ何程ニても出来仕候、此段御承知可被下候」〔石本文書〕一一一五三と、実績を作った上ならば可能であると申し送っている。

(16) 天保頃と推定される富岡町人大坂屋新右衛門よりの書状に、島原大豆を薩摩へ送る動きが記されている。すなわち「薩州船々北国米積入爰元迄下り候処、薩州何方も米改方六ヶ敷候而、積込難相成故、米之分ハ爰元蔵払ニ仕、夫故之大豆買ニ御座候、何そ鹿児島大豆直段ハ相替儀も無御座、積荷無御座ニ付無扱大豆存ニ御座候」〔石本文書〕一一二八四三と、薩州船が運んできた北国米の代わりに天草大豆を積み込むため用として石本へ大豆の有無を尋ねている。また、黒砂糖を上方へ運んだ船の下りに、大豆商いのできるので、石本の大豆も富岡に預けておいてはどうか、と勧めしており、大豆が薩摩へ天草を仲介して運ばれていた。

(17) 「砂糖之義も追々御配慮被下置候段小森様よりも御内意之趣吉五郎方より申越重疊難有仕合奉存上候、余り数々奉懸御勞配候段何とも難奉筆上尽千万奉大謝候、此上いつれ共可然御慈計之程奉願上候」と、小森が砂糖の件について配慮していることに感謝している旨の奥四郎宛と比定される書状がある。

(18) 武野要子氏は、「石本家が琉球貿易の好転のためになした貢献の代償として、薩藩産物の黒砂糖の長崎に於ける販売、ならびに茶の薩藩買上依頼を通じて、相当の商業利潤をおさめた」〔前掲論文〕とされている。

(19) 「石本文書」一一一五三。

- (20) 「石本文書」三九一三。
(21) 前掲拙稿。
(22) 「石本文書」九〇四八。
(23) 右ハ現米大坂江為差登不申共大坂表ハ御直廻しを以銀納仕候而も不苦哉、又ハ御屋敷江是悲正米ニて無之而ハ難叶儀ニ候哉、
兩条之処可相成儀ニ候ハ、早々御聞繕ひ急便之節為御知被下候ハ、得と勘弁仕度奉存候（正月廿七日）
(24) これは別稿を予定しているが、石本家の家政改革とも関連し、平兵衛を中心とした長崎店などの経営が本家の経営と別に行われていることとも関係している。
(25) 武野要子「薩藩琉球貿易と貿易商人石本家の関係」・黒田安雄「文化文政期長崎商法拡張をめぐる薩摩藩の画策」（『史淵』第百十四輯）。
(26) 「石本家所蔵文書」。
(27) 「石本文書」三五六七。なお、奥右筆組頭布施内蔵丞については、付紙に「本文布施内蔵丞殿ニは御死去ニ而流ニ相成候事」とある。
(28) 「石本家所蔵文書」。
(29) 「石本家所蔵文書」。
(30) 「石本文書」七五〇七。
(31) 石本家所蔵文書」には、天保三年の双方の贈り物などの遣り取りが見られる。また、重豪側近の山本理兵衛から薩摩藩の情報も知らされていたことはつきに見る通りである。
先年以來承知仕候一条、此節笑左衛門着府、翌日内談承知仕候、右は時節柄別而御苦勞ニ奉存候、尤永世連綿之差送り吟味之義は不容易儀候付、万一拙者共存寄も候ハ、可申出様同人より承知致候得共、右は奥四郎委細承候儀ニ而、於拙者は貴所様御心願筋毛頭存不申候段は相答置候、其後愚存之趣は物語仕置候ニ付、近日重役衆吟味相付候ハ、猶又私へも可申聞旨示談ニ御座候、委曲其節可申上候、今日卒便ニ付大頭迄を申諫候、以上

二月十六日 山本理兵衛

石本平兵衛様

(32) 天保七年の受取によるとつぎの通りである。

米一四四石 福之江蔵所より受取

此の俵数四二八八俵一九二合

内

三〇俵(一〇石八升) 福之江問屋長次郎売

丁錢七拾壹文替「此錢七拾壹貫五百六拾八文

三俵一九二合(一石二斗) 丈助船運賃

代錢九六八貫八百七拾二文

三九五俵 長崎松坂屋渡し

なお、諸雜費として錢八七貫九〇四文がかかっている。